

「中国新聞社『黒船に乗った広島人』記事における過去帳閲覧問題」の取り組み経過

◆一九九四年二月一九日。広島部落解放研究所・宗教部

会の第四回研究例会の場で、平田部会員より、二月一日の中国新聞に掲載された「黒船に乗った広島人」の

文章の中に、「過去帳の閲覧」が容易になされるとい

う印象を与える文章にたいして問題提起がなされました。

「過去帳の閲覧禁止」のことは、部落解放運動をすすめていく上で、過去帳が身元調査に使われて来た事実があるという経過を踏まえ、一九八六年頃に全日

本仏教会所属の各教団では、「過去帳閲覧禁止」という措置をとっています。

その合意を破るような記事（資料一・本文114頁）が新聞という公的メディアに掲載されることは誤った考えを広めるものとして、宗教部会として中国新聞に対応していくことを決定しました。

☆二月二四日づけ。記事にたいする「見解書」（資料二

・本文115頁）を中国新聞社編集局長 今中旦様宛に送りました。

①問題箇所の指摘

②過去帳閲覧の必要性とその経過

③中国新聞と同朋三者懇話会がかかわりをもつていたこと

☆三月九日づけ。「過去帳」見解書への回答（資料三・本文116頁）がかえってきました。

①回答書の中に「記事の中で簡単に過去帳を目にすること

ことが出来るといった印象を与えたねないようにな

いてしまった」（傍線宗教部会）と書かれるよう、
いまだに問題の重大性に気付かれていないこと。

②なぜこうした問題が起るのかの自己認識の甘さ。

③そして今後の取り組みの抽象的のこと。
が文章に見られ、回答に対する質問書（資料四・本文
119頁）を改めて送付しました。

☆三月二二日づけ。「過去帳」についての再回答（資料
五・本文120頁）が中国新聞社よりかえってきました。

☆四月一八日。中国新聞社よりの再回答になお以下のよ
うな自己弁護的な文章が見えます。

「先心面担当者が短い期間で変わったことで、ご迷惑
をおかけする面もあったかと思いますが、部内配置で
のいろんな事情がありましたことお汲み取りいただき
たいと思います。ただ、そのことで、文化部には人権
問題に敏感な記者が、多いとは言えませんが、複数生
まれていることも事実です」

そこで小森部長はじめ部会員7名が中国新聞の今中亘
もちました。

①回答書、再回答書の問題点の指摘

②いぜん「過去帳問題」にたいする認識の甘さ

③さらにはこれまでの人権問題に対する報道姿勢の

問題

④その課題をどう克服していくのか

これらのことについて、つっこんだ話し合いをしました。

☆四月二二日 宗教部会の事務局の小武と平田が、瀬戸
田の興福寺（記者が過去帳を閲覧した寺）を尋ね、電
話などで得て いた情報を実際に確かめました。

①事前に連絡があったので、閲覧目的と中国新聞の記
者であることを確かめたこと。

②過去帳の閲覧は該当の頁に紙をはさんで見てもらっ
たこと。

③ご住職の閲覧にたいしての問題意識

◆☆四月三〇日づけ。中国新聞社より「『過去帳』につい
ての再々回答」（資料六・本文122頁）がおくれてき
ました。

◆一応、この回答書に書かれたことが実行されるかどうか
が見守ることとし、今後も宗教部会が中国新聞社との
繋がりをもちつづけることとしています。

(資料一)

1994年(平成6年)2月1日(火曜日) 14版【社会2】(20)



三原港からの高速船で二十

分あまり。運営かな瀬戸内

の海上を駆けめぐらす船

第1部 遺 輪

(2)

過去帳に名前残る

身についたばあ

物があった。

アメリカへ反る、妻二不死、前

につじまが合わないの

「富所ノ熟麿子倉次郎、アメリカ人ト成也…。死は後年に付け加えたものだ

で、裏付はつけられないが死候田甲、法之附候。其んだと思われ法事代付け

かるだらう」と語す。

松市恵リスト教会の宮地

慶信牧師と國立司割商船高

專の村上寅吉教授の調査

で、普提寺(ぼだいじ)が突き止められた。同町福田

にある臨濟宗興福寺である。

瀬戸内細い路地を抜け

ミカノ畠の丘を下り詰めた

人々と並んで、船渠りを

たと受け止

り、船渠りがあつた。境

内かつは公聞に広がる福田

の集落が一望できる。

寺の畠山秀道住職が、大

切に保存されている過去帳

を見せてくれた。和紙をこ

りや口述による遺いだが、だ

仙太郎は、「この島で生まれ

た。出生は特定できないが、

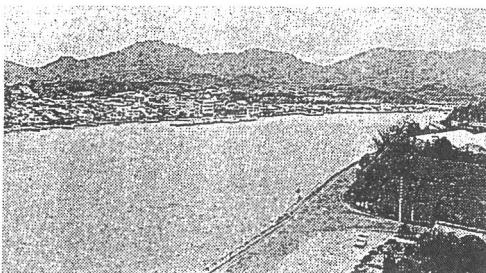
彼自身や農民仲間の口述で、

は天保元年(1830年)、すぐ近く同一人物「仙太郎」である。

年(一八三四年)の第二次

来航時に、難波商人の船

した彼は「おはな島」、生田



瀬戸田町中心部。手前の瀬戸田水道には、かつて千石船が行き來していた

アメリカへ反る、妻二不死、前

につじまが合わないの

「富所ノ熟麿子倉次郎、

アメリカ人ト成也…。死

は後年に付け加えたものだ

で、裏付はつけられないが

死候田甲、法之附候。其

んだと思われ法事代付け

かるだらう」と語す。

嘉永三年(一八五〇年)、

十月、仙太郎は、摂津国大

阪の堀園に歸して、大

石村(現神戸市灘区)の商

家、松屋八郎の船で、船

持つ。

村上さん

る。船は江戸航路に就航し

たばかりの新造船で、千六

百石積み、仙太郎の人生

二年で、大きくなる運命の船とな

り来航の

る。

見解書

中国新聞社

編集局長 今中 亘様

一九九四年二月二五日
廣島部落解放研究所宗教部会部長 本庄 盛
小森龍邦

貴社におかれましては、常日ごろ部落解放運動の推進にご協力いただき誠に感謝いたしております。

特に一九八五年にはじまりました備後・安芸過去帳差別記載糾弾学習会、さらにはそれを引き継ぎました同朋三者懇話会を取材され、宗教界と部落差別の問題を課題として追い続けてこられたことに敬意を表しております。

私たちの広島部落解放研究所で一昨年十月から宗教部会を作り、「宗教と部落差別」という視点で、部落解放という点における現実の宗教界のかかえる課題や、解放運動の理念に宗教の教えの寄与するものがあるか等議論してまいりました。その研究例会を毎回のように取材し、「洗心欄」等で記事とされるなど、部落解放運動推進の役割を担つて頂いていると思つております。

(問題となる記事の文章—資料同封のものより—)

「港から、細い路地を抜け、ミカン畑の丘を上りつめた所には、興福寺はあった。境内からは谷間に広がる福田の集落が一望できる。寺の畠山秀道住職が、大切に保存されている過去帳を見せてくれた。和紙をこよりでとじ、墨書きされた過去帳をめくっていくと、嘉永五年の欄の末尾にその記載があつた」

しかし、このたび一九九四年二月一日の中国新聞朝刊一四版二〇頁に掲載された中国新聞記者取材の連載記事「黒船に乗った広島人」の文章を読み、部落解放運動を進めて行くうえで問題に思われる点がありますので、見解を述べさせて頂く次第です。

(見解)

一九七九年八月、当時全日本仏教会の理事長であった町田宗夫曹洞宗の宗務総長の差別発言をきっかけに、全日本仏教会に属する仏教教団（興福寺の所属する臨済宗仏通寺派も含む）の差別体質が糾弾され、差別戒名の問題が浮き彫りになるとともに、身元調査に過去帳が利用されている事が各教団で多数報告されました。そこで、全日本仏教会所属の教団は、教団の現状に立つてまずや

らねばならないことは、過去帳閲覧の禁止を決定し、いかなる人であっても過去帳の閲覧を禁止することとしたわけです。その間の経緯は、備後・安芸過去帳差別記載糾弾学習会・同朋三者懇話会の中で貴社が取材されてきたとおりです。しかし、いまだに過去帳には「死亡原因等」の個人のプライバシー・人権に属するものも書き込まれたものが多くあり、その書き直しはどの教団においても進んでおりません。

そうした部落解放運動をすすめる上で、「過去帳閲覧禁止」という社会的合意があるにもかかわらず、その取材記事が意図は何であれ、過去帳を閲覧したという記事を新聞に乗せることは、その記者の部落解放運動への認識のなさが現れるだけでなく、その合意そのものを崩していくことになります。その問題性・影響は大きいといわざるをえません。

貴社の誠意ある返事を書面にて御返答下さいますようお待ちしております。

「過去帳」見解書への回答

二月一日付中国新聞朝刊二十面の連載「黒船に乗った広島人」第一部「遭難」②「瀬戸田から」で、主人公・仙太郎（倉蔵）の菩提寺・臨済宗興福寺を取材したくだりで、「寺の畠山秀道住職が、大切に保存されている過去帳を見せてくれた。和紙をこよりでとじ、墨書された過去帳をめくっていくと、嘉永五年の欄の末尾にその記録があつた」と、「過去帳」に対する慎重な配慮を欠いた記述をしたことについて、そのいきさつと反省点、今後の方針などを回答いたします。

（資料三）

広島部落解放研究所所長 本庄 盛殿
宗教部会部長 小森 龍邦殿

一九九四年三月九日

中国新聞社編集局長 今中亘

取材した文化部の記者に、いきさつを聞くと、次のような経過でした。
この過去帳の存在を知ったのは、昨年九月中旬でした。高松市恵キリスト教会（バプテスト教会）牧師の宮地慶信氏がまとめた「主のあしあと」一二〇号（一九八二年一

○月二九日）および前弓削商船高専教授の村上貢氏の著書「幕末漂流伝」（一九八八年四月刊・PHP研究所）から、瀬戸田町福田の臨済宗興福寺（当時の住職は伊藤準蔵氏・故人）所蔵の過去帳に幕末の漂流民「倉藏」の記載があると知られたことによります。

過去帳と差別法名について知らないわけではありますませんでしたが、この「倉藏」についての記載は法名に触れたものでなく、その年にあつた出来事を列記した部分にあると聞いたので、新聞記者として本に書いてあることを、実際に当たらないまま記事にするわけにもいかないと思い、自分の目で確認するため取材したいと考えました。

一〇月初旬、直接興福寺の畠山秀道住職に電話して、「倉藏」記載箇所について取材したいと申し入れました。この段階では住職は転任して日も浅く、「倉藏」の記載については知らなかつた様子でした。住職は取材の可否については即答せず、「実際に見てから」という返事で、後日、再び電話を入れることになりました。数日後、再び取材申し込みの電話を入れ、了解をいただきました。実際の取材は昨年一〇月一一日でした。興福寺を訪問すると、住職はまず取材の趣旨説明を求められましたので、「江戸末期、瀬戸田出身の人物が漂流の末、アメリカ、香港、中国などを転々とし、開国の場合に立ち会つ

ている。その人物の出身地が明記されているのは、この寺の過去帳しかないと思われる」と、本に書かれた内容を説明しました。その後、使用目的、所属などについて墨で書くことと、署名、なつ印を求められましたのでそれに応じました。

その後、住職は別室から過去帳を持ってこられ、「倉藏」の記載があるページを開いて示されました。また、住職の話の中で他のページにも「アメリカ云々」の記述があると聞き、そのページ一枚も合わせて拝見しました。そこには「アメリカの船が来航するので防御を固めよ」といったことが書いてあったと記憶しておりますが、取材と関係ないと思いメモはしませんでした。記事の中で「ページをめくつていくと…」と書いたのは私の不正確な表現でした。誤解を招いたと反省しております。実際に見たのは、住職が紙をはさみ込んだ「倉藏」と「アメリカ」についての記述があるページだけで他のページはまったく目にしておりません。

以前、私自身も、浄土真宗本願寺派安芸、備後教区と部落解放同盟広島県連で構成する、同朋三者懇に出席したこともあり、「過去帳」についても学んだつもりでしたが、それが十分でなかつたことを強く反省しております。取材の中で、「この記載は差別的な内容ではない」

との意識と、「記者として事実を確認したい」との思いが強く、「過去帳」が身元調査に使われたことがある、などの深刻な現実への配慮を忘れた記述をしてしまいました。私自身、人権問題についてさらに勉強を続けていかなければならぬ、と強く思つております。

以上が取材記者の経過説明と反省・自戒の弁です。

△反省点と課題△

「過去帳」には、差別法名やプライバシーにかかる記載があることがこれまで認められていること、それが身元調査にも利用されたという事実があること、各教団でも閲覧禁止にしていること、などへの配慮を忘れ、記事の中で、簡単に過去帳を目にすることができる、といつた誤った印象を与えるかねないように書いてしまったことは、非常に慎重さを欠いておりました。

記者としても、過去帳が閲覧禁止になつたこれまでのいきさつを考えると、既に知らされた歴史的事実を確認するためとはい、直接過去帳を目を通さずに、間接的に確認する方法を工夫すべきでした。

また、記事で「過去帳」に触れる以上、これまでの過去帳と人権問題についての説明を加え、過去帳への慎重な対応を徹底させるべきであったと思います。

さらに、原稿を読んだ担当部長ら編集局員も、そうし

たことに気付くべきでした。

これまで宗教部会の取材などを通じて、差別問題について勉強していながら、それがなかなか全体に行き渡らない現実を反省し、今後の編集局の研修の一層の充実や、各自の意識の高まりを図りたいと思います。

「過去帳」については、文化部内などを中心になんらかの形で研修したいと考えます。また一般読者に対しても、適当な機会に考え方などをまとめていきたいと思います。人権問題については、宗教面だけでなく、他の面でもこれまで取り上げて参りましたが、今後も幅広い視野で取り組みを図りたいと考えております。

一九九四年三月十四日

中国新聞社編集局長

今中亘様

広島部落解放研究所

所長 本庄盛

宗教部会長 小森龍邦

三月一〇日、貴社の「黒船に乗った広島人」過去帳見解書に対する回答書を確かに拝受いたしました。

ご承知の通り当研究所では一九九二年、過去帳差別事件糾弾会を受けた同朋三者懇話会に引きつづき、宗教における差別克服の為の研究会を発足いたしました。

貴社の「洗心」担当の記者の方も熱心に取材および研修に参加され、敬意を表す次第であります。

しかしながら、回答書を拝読するにつけ、次の点に対しまして、なお理解しかねる点、ならびに「ひろさちや」問題以来、部落解放同盟広島県連合会からの指摘等を含む触れたものでなく、その年にあつた出来事を列記します。

- (一) 回答書中の「この『倉蔵』についての記載は法名に触れたものでなく、その年にあつた出来事を列記します。
- (二) 「ページをめくっていくと…」という部分については、「不正確な表現でした。誤解を招いたと反省しております」と書かれていますが、この部分は読者により一層の不信感を与えると同時に、そのものを探立たせるための文学的表現であるならば「新聞」であれ許される範囲かも知れませんが、「過去帳」に対してのなんらかの認識があつたならば、ますます書かれるべき文章ではなかつたはずですし、対応されたご住職に対してもあれだけ配慮があつたにもかかわらず大変失礼な記述ではなかつたでしょうか。「不正確」という言葉で表せる事実でしょうか。
- (三) 同朋三者懇に、いくらかの関わりがあった記者の方だと知らされるにつけその間の取材及び研修は、何であったのかと一層、残念に思います。
- (四) 「記事のなかで、簡単に過去帳を目にすることができる、といった誤った印象を与えかねないよう

(資料五)

に」と書かれていますが、記事のままですると、「与えかねない」ではなく、率直に言わせて頂きますと、「与えてしまった」という事実から問題になつていいのではないかでしようか。

(五) 「ひろさちや」問題以後、「信仰の点景」、「月刊『こべる』復刊」、「過去帳」等、宗教部会といたしまして、気に掛かる記事がつづいております。その点についての総括的なお考えも聞かせていただきたいと思います。

解放同盟県連からも以前、人権問題を組織的に取り組んでほしい、ということと複数の担当記者の要望もあつたと思います。それにもかかわらず担当記者の方がめまぐるしく替わられたことも気に掛かっております。

現在の貴社の状況と、今後の取り組みについて、その点もふまえてご解答をお願いいたします。

部落解放研究所 所長 本 庄 盛 殿
宗教部会長 小 森 龍 邦 殿
中国新聞社編集局長 今 中 亘
一九九四年三月二二日

「過去帳」についての再回答

三月一五日、「過去帳見解書に対する回答」への再度のお尋ねとご指摘の文書、確かに拝受いたしました。先の回答で不十分だった点を中心に、改めてお答えし、今後の姿勢についてもご説明したいと思います。

(一) (二) (三) (四) について

確かにご指摘の通りで、弁解の余地はありません。「過去帳」の法名や添え書きなどに差別記載があり、プライバシー侵害もあるという事実と、身元調査に利用されたという現実について、それらがもたらす人権上の深刻な問題を、報道にかかり、社会的責任を有する私たちが、自分自身の問題として、深く考えることが出来ていなかつたことを反省いたします。さらに、部落解放運動の中で部落解放同盟広島県連合会が差別過去帳の問題

を提起され、「閲覧禁止」などの成果を上げてこれらのことに対する結果的に水をかけるようなことになります。誠に申し訳ありません。連載記事の表現は、そうして重大な問題を持つ過去帳が簡単に目にできる、というような間違った見解を読者に与えてしました。深くお詫び申し上げます。

適当な機会に「ひろさちや」問題以来の提起を踏まえ、過去帳問題の経緯と現状などについて報道します。

(五) のご指摘について

「ひろさちや」問題以来、洗心面担当記者に「差別問題と宗教」の取材と研修を持続させることと、編集局内でも人権についての研修を重ねるということを実施してまいりました。しかし、「月刊『こべる』復刊」問題など、いまだに繰り返し人権上問題がある記述が出てくるという現実は、研修がまだ不徹底であること、勉強したことなどが部内や局内に十分広がるような方法が取られていないこと、などを示しています。

これまで三者懇や宗教部会を取材した記者が、文化部には現役も含め四人もいるのに、それらの勉強や体験を深め、共有していくことが十分なされていないということは、組織として真剣に考えていくべき課題ととらえています。これまで新聞に書いてきた記事などをテキスト

に、こうした先輩・現役の報告を基調にしながら、宗教部会の論議も踏まえた息の長い勉強会を開きます。また、局内の研修は手を緩めることなく続けていきます。

洗心面担当者が短い期間で替わったことで、ご迷惑をおかけする面もあったかと思いますが、部内配置でのいろんな事情がありましたことをお汲み取りいただきたいと思います。ただ、そのことで、文化部には人権問題に敏感な記者が、多いとは言えませんが、複数生まれているわけではありませんが、個々の記者の一層の努力を促すとともに、組織としてもこうした記者の日常的取り組みや、実効ある学習を進め、今後ともあらゆる報道の基調に「人権尊重」を据えてまいります。

(資料六)

一九九四年四月三〇日

広島部落解放研究所 所長 本 庄 盛 殿
宗教部会部長 小 森 龍 邦 殿

中国新聞社編集局長 今 中 亘

「過去帳」についての再々回答

連載「黒船に乗った広島人」で「過去帳」について読者に誤った認識を与えた問題で、四月一八日の本社での広島部落解放研究所宗教部会と編集局との話し合いの席において、先の私どもの回答・再回答の中の問題点を指摘されたことについて、改めてお答えし、今後の姿勢についてもご説明したいと思います。

(一) 「過去帳」の問題は、法名に差別記載があるだけなく、添え書きなどにも差別記載があり、さらにプライバシー侵害もあるという事実と、身元調査に利用されてきたという現実を考える時、法名に問題がないから閲覧しても構わないとする態度は、人権問題を自分の問題としてとらえていなかつたことの表れであり、深く反省しております。さらに、部落解放運動の中で部落解放同盟広島県連合会が差別過去帳の問題を提起され、「閲覧禁止」などの成果を上げてこられたことに対し、水を

さすことになり、誠に申し訳ありません。過去帳閲覧がもたらす人権上の深刻な問題は、報道にかかり、社会的責任を有する私たちが、自分自身の問題として、深く考えていかねばならない問題です。今後そうした認識を深め、取材報道姿勢に生かしていくよう努めます。

(二) 住職から紙を挟んだページだけを見せてもらつたにもかかわらず、「ページをめくっていくと」などと表現したことは、住職に対しても、読者に対しても、新聞記者としてやつてはならないことです。しかも、過去帳閲覧が簡単にできるような誤った認識を読者に与えたことは、誠に申し訳ありません。これは取材記者の問題であるだけではなく、この記事を見ながら問題点に気付かなかった文化部長をはじめ、関係各部門の編集局員の責任です。編集局員一人一人が自分の問題として厳しく反省しなければならないと考えます。過去帳問題の重大性を考えると、今回の取材で、記者は直接過去帳を見るところを避け、住職に間接的に確認してもらうべきでした。また、表現も、過去帳に触れる以上、過去帳には差別記載により人権上問題があり、閲覧禁止になつてることを明記すべきでした。

(三) 「黒船に乗った広島人」を書いた記者が、「ひろさちや」問題の時に、宗教と人権問題についてサブと

して同朋三者懇などを取材していたにもかかわらず、誤りをおかしたことは、そうした取材や研修が身についていないことの現れです。これは記者個人の問題というより、人権問題について絶えず初心に返り、部や局として繰り返し学習するということを実行してこなかつた姿勢に問題があり、強く反省しております。また、これまで、提起された問題への対応だけにとどまり、差別の根幹に踏み込んだ全体についての学習（繰り返し学習を含む）を欠いていた、と痛感しています。「これまでの記者生活で、人権問題に深くかかわろうとしたなかつた私の姿勢に第一の問題があります」と文化部長は反省しておりますが、さらに、宗教と人権について、洗心面担当者に任せ切りになっていたことは、文化部長をはじめ編集局幹部の自覚のなさから来ることであり、それらは私たち幹部全体の責任でもあります。

（四）回答書の中の「誤った印象を与えるかねない」との表現は、ご指摘のように、重大な問題を過少に見ようとする姿勢がまだ私たちにあつたことの表れです。反省の足らなかつたことをお詫び申し上げます。

（五）のご指摘について

「ひろさちや」問題以来、洗心面担当記者に「差別問題と宗教」の取材と研修を持続させることと、編集局内

でも人権についての研修を重ねるということを実施してまいりました。しかし、「月刊『こべる』復刊」問題など、いまだに繰り返し人権上問題がある記述が出てくるという現実は、研修がまだ不徹底であり、勉強すべきことが部内や局内に十分広がるような方法が取られていないこと、などの表れです。

今回、過去帳の問題でご指摘を受け、小森氏、平田氏らのお話を聞き、勉強し直していく中で、私たちの対応が受け身のものであり「対症療法」にすぎなかつたことに気付きました。

そして、

①糾弾学習会、同朋三者懇話会の契機となつた差別過去帳の問題は、宗教界の体質もあって根が深く、現在も決着していない重要な課題であることを認識しました。

②宗教と差別問題は、決して宗教界だけの問題でないことを確認しました。

③これらのことから宗教と人権の問題は、絶えず原点に戻り、繰り返し全体像を学習することが重要である、と痛感しました。部分だけ見ていたのでは、その重要性を見落とす恐れがあると思いました。

④宗教と人権問題について、洗心面担当者に任せたままで「何かあれば報告を」といった文化部長をはじめと

する私たちのこれまでの姿勢は、積極性を欠き、差別されてきた人たちの痛みや叫びを自分の問題として感じていませんでした。強く反省しております。そのことが、過去帳についてのこうした大きな誤りにつながったと痛感しております。

今後の取り組みとして、

①文化部においては、部会で洗心面担当者から積極的に発言を求めるとともに、部長自身も勉強を続け、部員の学習を促し、文化部として人権への認識を深めていきます。四月の部会では、これまで勉強してきた資料から、過去帳についての資料を集め、歴史、差別記載の実情、閲覧禁止の意味などについて部長から報告、部長自身の不勉強と間違いを明らかにしました。そして、宗教と人権について定期的に勉強会を持つことを報告しました。さらに、部長会でも同じ報告をして資料配布をしました。これらを継続します。

②「複数」問題については、部長、デスクを中心これからまで洗心面に携わり、人権問題にかかわったことのある記者を、まだまだ勉強が不十分であることを自覚した上で、定期的な勉強会や、洗心面担当者との意見交換などを通じて、その水準を高めていく努力をします。

③過去帳については、宗教部会、同朋三者懇などの論

議を追う中で、時期をみて洗心面でまとめて記事にします。また、引き続き宗教と人権問題について、積極的に取材、記事化します。

④編集局としては、九二年から実行している新人、若手、中堅記者の各研修に「人権」を計画的に組み込み、「同和問題」「アジア問題」「女性問題」を三つの柱に

すえ、また年一回、編集局員全体を対象にした研修会を開き、外部講師を招いてきましたが、それらはまだ不十分であり、さらには回数を増やしたり、参加人員を増やすなどの方向で充実させます。また報道部、文化部を中心に入権問題プロジェクト班をつくり、人権問題を研修しながら、積極的な取材活動に結びつけます。

⑤以上の取り組みを絶えず点検しながら、編集局全体会の人権意識の水準を高める努力をし、人権や差別の問題については、逃げの姿勢でなく、積極的に取り組み、報道していきます。